

<社会福祉法人審査基準資産要件緩和の概要>

(1) 資産の所有等の要件緩和

特別養護老人ホームを設置する場合	
根拠	国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について（社援第1896号・老発第599号）
施設用地の賃借（民間）を認める。	
<p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上権又は賃借権の設定、登記 ・ 賃借料が無償又は極力低額で、安定的な支払能力 	

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合	
根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（社援発0330第5号）
施設用地及び施設の賃借（民間）を認める。	
<p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円以上の資産（現金・預金・確実な有価証券・不動産） ・ 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成実績 ・ 法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、認可所管庁が認めること ・ 一の都道府県区域内で事業実施 <p>■併せて行うことができる事業の範囲</p> <p>①障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>②障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）</p> <p>③移動支援事業</p> <p>※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば実施可。</p> <p>④公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合は実施可。</p>	

既設法人が福祉ホームを設置する場合	
根拠	国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（障第669号・社援第2028号）
施設用地の賃借（民間）を認める。	
<p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既存社会福祉法人 ・ 地上権又は賃借権の設定、登記 ・ 賃借料が無償又は極力低額で、安定的な財源確保 	

既設法人が通所施設を設置する場合	
根拠	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号）
施設用地及び施設の賃借（民間）を認める。	
<p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種社会福祉事業（法第2条第2項第2号～第4号）又は保育所若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を経営している既設法人 ・ 地上権又は賃借権の設定、登記 <p>※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社や基幹的交通事業者等の信用力の高い貸主の場合は登記不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源確保 ・ 賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害児通所支援事業所 ②情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。） ③障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。） ④保育所又は児童家庭支援センター ⑤母子福祉施設 ⑥老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター ⑦身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 ⑧地域活動支援センター 	

既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合	
根拠	不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
<p>施設用地の賃借（民間）を認める。</p> <p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上権又は賃借権の設定、登記 <p>※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社や基幹的交通事業者等の信用力の高い貸主の場合は登記不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源確保 ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上 	

地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合	
根拠	地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて（社援発第1213003号・老発第1213001号）
<p>施設用地及び施設の賃借（民間）を認める。</p> <p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間から賃借しているサテライト型施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと ・地上権又は賃借権の設定、登記 ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源確保 ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上 	

幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合	
根拠	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号）、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
<p>施設用地の賃借（民間）を認める。</p> <p>■要件</p> <p>（既設法人が施設設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種社会福祉事業（法第2条第2項第2号～第4号）又は保育所若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を営んでいる既設法人 	

<ul style="list-style-type: none"> ・地上権又は賃借権の設定、登記 <p>※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社や基幹的交通事業者等の信用力の高い貸主の場合は登記不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源確保 ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上 <p>(既設法人以外の社会福祉法人が施設設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上権又は賃借権の設定、登記 <p>※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社や基幹的交通事業者等の信用力の高い貸主の場合は登記不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源確保 ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

<p>国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合</p>	
<p>根拠</p>	<p>国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について（社援第0727第1号・老発0727第1号）</p>
<p>施設用地及び施設の賃借（民間）を認める。</p> <p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域（施設整備の必要性が高いが土地の取得が困難であると市町村が認める地域）であること ・入所施設を経営する既設法人 ・民間から賃借している施設の定員の合計数が、当該法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと ・当該特別養護老人ホームが設置される都道府県（隣接する都道府県を含む）において、既に当該法人が特別養護老人ホームを経営 ・地上権又は賃借権の設定、登記（賃貸借期間は30年以上とすること） ・当該法人の経営状況が安定 ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下で、安定的な財源（1,000万円以上に相当する資産）の確保 ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上されており、安定的に賃借料が支払可能であると認められること 	

(2) 基本財産の要件緩和

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合

根拠 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（障第671号・社援第2030号・老発629号・児発第733号）

1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・確実な有価証券・不動産）

■対象事業

- ①母子家庭居宅介護等事業
- ②寡婦居宅介護等事業
- ③父子家庭居宅介護等事業
- ④老人居宅介護等事業
- ⑤障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る）

■要件

- ・5年以上の居宅介護等事業経営実績（NPO法人の場合及び市町村長推薦のある場合は3年で可）
- ・地方公共団体からの委託、助成又は事業者指定（居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、障害福祉サービス）を受けていること
- ・一の都道府県区域内で事業実施

■併せて行うことができる事業の範囲

- ①障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ②障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- ③重度障害者等包括支援
- ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センターを運営する事業
- ⑥公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可

共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合

根拠 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（社援発第0830007号・老発第0830006号）

1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・確実な有価証券・不動産）

■対象事業

- ①認知症対応型共同生活介護事業
- ②小規模多機能型居宅介護事業
- ③複合型サービス福祉事業
- ④障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る）

■要件

- ・5年以上の共同生活援助事業等経営実績（NPO法人の場合及び市町村長推薦のある場合は3年で可）
- ・地方公共団体からの委託、助成又は事業者指定（地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅サービス、障害福祉サービス、障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業を除く））を受けていること
- ・一の都道府県区域内で事業実施

■併せて行うことができる事業の範囲

- ①障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ②老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）
- ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可

<p>介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立しようとする場合</p>	
<p>根拠</p>	<p>介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について（社援発第0508002号）</p>
<p>1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可（現金・預金・確実な有価証券・不動産）</p>	
<p>■対象事業</p> <p>①介助犬訓練事業</p> <p>②聴導犬訓練事業</p>	
<p>■要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上の訓練事業経営実績（NPO法人の場合及び市町村長推薦のある場合は3年で可） ・ 地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成実績 ・ 一の都道府県区域内で事業実施 ・ 訓練事業以外は実施不可（ただし、公益事業・収益事業は、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に実施可） 	